



# 会計参与制度が会計業務に与える影響 —記帳代行業務からの離脱—

## 1、ようやく認められた領域

会計参与制度は、「株式会社」の計算書類の正確さに対する信頼性を高めることにつき、社会的有用性があり、多くの会社の受け入れやすい制度として、税理士業界全体としては、諸手を挙げて歓迎した。

会計参与の資格は、公認会計士もしくは監査法人または税理士もしくは税理士法人でなければならぬと規定している(会令3033①)。つまり、税理士が商事基本法である会社法の中で、公認会計士と同様に取締役と共同して、計算書類を作成することができるようになったのだから、中小企業の計算書類の適正性を担保する制度の中に組み込まれたのである。

このことは、これからの税理士業務の領域が拡大し、税理士の社会的責任が重くなっていくことを意味する。

## 2、中小企業の会計に関する指針

平成14年6月、中小企業庁の「中小企業の会計に関する研究会報告書」、平成14年12月、日本税理士会連合会の「中小会社会計基準」、平成15年6月、日本公認会計士協会の「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」の3つの報告を統合したものが「中小企業の会計に関する指針」である。

本指針は、とりわけ会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たって拠るところが適当な会計のあり方を示すものである。

「基準」という言葉が使われないのは、中小企業向けの会計基準を別途想定して、会計基準の棲み分けを考えているのではなく、あくまで会計基準は一つ(シングルスタンダード)であり、中小企業の会計は公開会社のいわば簡便版という位置づけがあるからである。

最初から、会計基準を公開会社の簡便版にするか、それとも現実の実務を想定した何らかの区分の考え方がありながらも、結果的に公開会社の簡便版になるのでは、根本的に考え方が異なる。これからの中小企業の会計のあり方を考えていく上で重要なポイントである。

## 3、会計基準と会計慣行

旧商法は「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」(旧商32②)と規定していたが、会社法では「株式会社」の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする(会令431)と規定した。

また、法務省令は「この省令(会計に係るものに限る)の用語の解釈及び規定の適用に關しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の会計慣行を斟酌しなればならない」(株式会社)の計算に關する法務省令第3条)と規定した。

シングルスタンダードを前提とするのならば、会計基準とは、「公開会社に強制適用される会計基準」であり、会計慣行とは、それ以外のものから「企業会計原則」と「法人税法」及び「中小企業の会計に関する会計指針」並びに「その他の会計慣行」ということになるであろう。

本法と省令の関係を考えれば、「企業会計の慣行に従う」という意味は、会社法自体ではすべての会計処理や表示の細目を定めることはできないので、一般規定を通じて公正な会計慣行を包括的に会社法の体系内に取り込むという目的があると思われる。また、省令の「斟酌しなればならない」は、本法の「株式会社」の会計という主語と異なつた「この省令の用語の解釈及び規定の適用に關して」という主語を使って規定しているの、会社法の規定または規定外を問わないで広く会計に解釈を求めるといふ意味として理解できる。

## 4、商法学者の公正なる会計慣行に対する解釈

商法学者の基本的な考え方は、「公正なる会計慣行は一つとは限らない」ということである。つまり、小規模会社について、重要性の観点から公正なる会計慣行と評価できても、大規模会社についてはそのように評価し得ない。

会計慣行とは現在すでに行われている事実

に限らず、新しい合理的な慣行が生まれようとしている場合はそれも含まれるのであるから、公正なる会計慣行であるか否かは、商法計算規定の目的、すなわち、営業用の財産および損益の状況を明らかにするという目的に照らして判断される。

したがって、「斟酌」とは公正な会計慣行によらない特別の事情がないかぎり、これによらなければならないという趣旨であり、「参照」よりも接着しているが、「基づく」よりは接着せず、その中間を表す概念なのである。(平松一夫 徳賀芳弘 編著 2005 弥永真生 会計基準の国際統一 中央経済社)

## 5、税理士法への影響と業際問題

税理士の使命(税理士法第1条)は、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に關する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ること」と規定されている。

すでに、会計参与制度により、税理士が「会計に係る専門職業士」であるという法的認知が与えられたのだから、税理士法の第1条の「税理士の使命」条項は、変わっていくべきものであろう。

したがって、「税務に関する専門家」↓「税務及び会計に関する専門家」となり、これに関連した規定の税理士の業務(税理士法第2条2項)は、「他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる」という規定から、「税理士業務に付随して」と「会計帳簿の記帳の代行」の文言を削除して、「財務書類の作成、その他財務に関する事務(以下、会計業務という)」(武田隆一 平成17年6月号 会報 TKC)

という規定にすることによって会社法と税理士法の結びつきを強くすることができる。

昭和55年の税理士法改正で「税理士は税の専門家」、平成15年の公認会計士法改正で「公認会計士は監査と会計の専門家」となつて、両者の専門家としての性格は、明確に区分さ



増子豊彦〔豊島〕

れた。しかし、今度は、公認会計士と税理士が会計参与になることができるようになったため、両者は等しく「会計業務」を担うことが可能になった。

このことは、公認会計士と税理士の業際問題についての議論へと発展していくであろう。

本来、公認会計士と税理士が等しく会計業務を担い、それぞれの専門性を生かした役割分担を果たすことが必要なのだから、監査の専門職業士たる公認会計士と税務の専門職業士たる税理士が、それぞれの職業の輪郭をはつきりと示すことが重要なのであるが、現実的には、税理士法第3条における不平等な資格付与制度が存在するので、両者はまったく違う資格でありながら、まったく同じ仕事をしている。

これをとても広い意味での両者乗り入れの「規制緩和」だとするのであれば、いったいその背景にあるものは何なのであろうか。また、法の下の平等を謳っている憲法14条は、第1項で「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において、差別されない」と規定している。この規定に照らせば、職種に係る社会的身分(資格)により、経済的又は社会的關係において、差別されないと考えられる。そこであるならば、職業の上下差を認めるような規定を税理士法に配置したままにしておくというところに問題はないのだろうか。

規制緩和の根本思考は、市場参加への自由を保障するに当たり、資格者と非資格者とを識別しながら、価格競争を通じて、国民による選択の自由を認めること(武田隆一 平成17年7月1日 論壇 東京税理士界)

資格者と非資格者とを識別することは、国民が市場に参加するとき一定の規制として、取引の安全性を確保する上で重要なことであらう。しかし、その規制そのものが明確でなければ、国民は、自らが享受できるサービスを吟味することができない。会計参与が制度として定着していくためには、この問題

は検討されるべきものではないだろうか。

## 6、会計参与と債権者の会計観

世界の会計の潮流は、株式市場を前提として、将来の投資に役立つ情報をいかに開示しようということに主軸を置いていく。つまり、記録よりも報告を重視する会計なのである。アメリカの大学で会計学を学んでいる学生は、簿記を勉強するかわりに、統計学や数学を勉強しており、20年先の会社の姿を予想することに努力をさいている。

もし、世界中で会計基準が統一されれば、全世界どこで投資しても同じ基準で利益が計算されるであらう。したがって、資金力のあつた投資家は、世界中の有力な投資先を見つけて大量にその会社の株式を購入し、将来の利益も含めて会社を所有し、さらなる利益を求めて合併を繰り返す。つまり、モノとしての会社の価値測定をする会計こそが、国際会計基準であり、シングルスタンダードの本質なのである。

債権者保護思考とは、債権者の富が株主側へ移転してしまつて、返済原資がなくなることを防ぐものであるから、そこには会社をモノとして価値測定をする会計は必要としないなかつた。そういった意味で、債権者側が会計参与に求める会計を捉えれば、計算書類の虚偽記載等を防止してその正確性を担保し、会社の計算に対する信頼を確保するという目的に合った会計なのだから、報告よりも記録を重視したものでないかたではないだろうか。

## 7、記帳代行業務の自由競争と会計参与の社会的地位

税理士業務のメインフレームである記帳代行業務は、今や低価格競争へ突入し、業者も乱立している。YAHOO JAPANの検索サイトで「記帳代行」という言葉を検索すると、27万件のヒットがある。仮に全国の税理士の実働人数が6万人としたら、4.5倍である。

ヒットしてきたサイトの謳い文句は、1ヶ月1万円以下の低価格の記帳代行料金をサービスにしているのと、税理士付きの安心感をサービスにしているのの2つあるいはその両方というものが主流であるようである。

もしも、債権者側への対応策の一環として、会計参与を必要とする会社が増えてきて、それが確実な税理士業務へのクライアントの要請事項となつた場合、当然にして記帳代行業務と会計参与がセットになつたサービスがネット上に登場してくることが考えられ

る。

会計参与の社会的地位の行方は、これからの制度としての運用次第であらうが、少なくとも税理士事務所のサービスとして行われるのであれば、当然にして、その業務は競争の世界でもまれるものになる。すでに、税理士の業務は、租税裁判の補佐人としての業務等で、その職業の領域を法律の分野で拡大してきた。今度の会計参与は、会計の分野での領域拡大であるから、税理士にとっては馴染みのある分野である。それだけに、現在の顧問先の要請等で、会計参与になることを拒めないケースも出てきている。

## 8、問われる会計の指導力

会計参与を引き受ける場合に、第一義的に考えなければならないのは、その会社が債権者側(銀行側)からどのように観られているかである。現在の貸出審査システムは、収益性・効率性・生産性・安全性・成長性の5つの観点から、各種の比率を利用して、自らがもっている内部データと照合して点数をつけて、貸出金額とその金利を決めている。例えば、点数が70点であれば、金利は、2%であるが、30点であれば、金利は7%といった具合である。

しかし一方で、東京三菱(現三菱東京UFJ)は、会計参与制度を採用し、TKC全国会の税理士や公認会計士とともに決算書を作っていることを条件に、通常より金利を0.5%以上低くする(2005.10.28日本経済新聞)と発表した。これは、新しい大手銀行と中小企業の付き合い方を予感させる出来事であらう。

中小企業の会計に関する指針や会計参与の行動指針といった基準があるとしても、それは税理士を損害賠償の責任から守るものであつて、必ずしもクライアント側の要求事項と一致するとは限らない。

おそらく「会計参与」と「記帳代行業務」という2つのキーワードの背景に存在するクライアントの要求は、虚偽記載のない正確な会計帳簿に基づいた財務諸表を作る内部経理システムの構築であるから、それを信頼できる人間に依頼したいのであらう。

そうだとすると、税理士が会計参与に任命されて、かつ、顧問契約も継続するということがなつた場合には、「記帳代行業務」から、「取締役と共同して計算書類を作成する作業」に変わるのだから、「中小企業の会計に関する指針」を前提にした会計の指導力が必要となつてくるであらう。